

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	明石市 生活保護に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

明石市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

明石市長

## 公表日

令和6年8月9日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	<p>生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、生活に困窮する者に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する事務を行う。外国人に対しては、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生労働省社会局長通知)」に基づき、日本人と同様の扶助を行っている。</p> <p>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)(平成25年5月31日法律第27号)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①保護の実施に関する事務</li><li>②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</li><li>③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務</li><li>④保護の停止又は廃止に関する事務</li><li>⑤資料の提供等の求めに関する事務</li><li>⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</li><li>⑦進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</li><li>⑧被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務</li><li>⑨保護に要する費用の返還に関する事務</li><li>⑩徴収金の徴収に関する事務</li></ul> <p>○明石市福祉事務所が、オンライン資格確認の準備のため、被保護者の本人確認を実施し、医療保険者等向け中間サーバー等への被保護者の特定個人情報及び資格情報/医療券・調剤券情報の提供を行う。</p> <p>〈支払基金への委託〉</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理</li><li>②医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務</li><li>③医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等</li></ul>
③システムの名称	生活保護システム、中間サーバー、共通宛名システム、共通基盤システム、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"><li>・番号法第9条第1項、2項及び別表の23の項</li><li>・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第15条</li><li>・明石市個人番号の利用に関する条例(平成27年12月28日条例第34号)第4条及び別表の1の項</li><li>・明石市個人番号の利用に関する条例施行規則(平成27年12月28日規則第46号)第2条及び別表第1の1の項</li></ul>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]
	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供) ・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条項番13, 14, 18, 20, 28, 37, 40, 42, 48, 49, 53, 59, 63, 69, 74, 75, 76, 86, 87, 89, 96, 108, 125, 132, 141, 144, 151, 155, 158, 161, 167, 168, 169, 170, 171, 172  (情報照会) ・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条項番42, 43 ・番号法第19条第9号 ・明石市個人番号の利用に関する条例(平成27年12月28日条例第34号)第4条及び別表の1の項 ・明石市個人番号の利用に関する条例施行規則(平成27年12月28日規則第46号)第3条、別表第2の1の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉局生活支援室生活福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	明石市政策局市民相談室行政情報センター 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 TEL 078-918-5003
-----	---

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	明石市福祉局生活支援室生活福祉課 〒673-8686 明石市相生町2丁目5番15号 TEL 078-918-5028
-----	--

## II しきい値判断項目

### 1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年2月14日 時点	

### 2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年2月14日 時点	

### 3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	--------------------------

## III しきい値判断結果

### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる
-------------------

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月29日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、生活に困窮する者に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する事務を行う。  行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)(平成25年5月31日法律第27号)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請に受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に応答に関する事務 ⑥保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦徴収金に関する事務	生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、生活に困窮する者に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する事務を行う。  外国人に対しては、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生労働省社会局長通知)」に基づき、日本人と同様の扶助を行っている。  行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)(平成25年5月31日法律第27号)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請に受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に応答に関する事務 ⑥保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦徴収金に関する事務	事後	
平成29年5月29日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一の15の項  ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第15条  ・番号法第9条第2項の規定に基づく条例(予定)	・番号法第9条第1項及び別表第一の15の項  ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第15条  ・明石市個人番号の利用に関する条例(平成27年12月28日条例第34号)第4条及び別表の1の項	事後	
平成29年5月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供) ・番号法第19条第7項及び別表第二の9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116及び120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第8条第1号イ、同条第2号イ、第9条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号イ、第11条第1号、第12条第1号ハ、同条第2号イ、同条第3号ホ、同条第4号、第17条第1号、第19条第1号子、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、第20条第4号、同条第5号、同条第6号、同条第7号、同条第9号ロ、同条第10号、第21条第1号ハ、同条第4号、同条第5号、同条第7号、同条第8号、同条第9号、第22条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第7号、同条第9号、同条第10号、第28条第1号ハ、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第7号、同条第8号、同条第9号、第32条第1号イ、同条第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号子、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、第47条第1項第2号イ、同条同項第3号イ、同条同項第4号イ、同条同項第5号イ、同条同項第6号イ、同条同項第7号イ、同条同項第8号イ、同条同項第9号イ、同条同項第10号イ、同条同項第11号イ、第52条、第53条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第3号ハ、第55条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号イ、同条第4号イ  (情報照会) ・番号法第19条第7号及び別表第二の26の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条	(情報提供) ・番号法第19条第7号及び別表第二の9、10、14、16、20、24、26、27、28、31、38、50、53、54、61、62、64、70、87、94、104、106、108、116及び119の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3  (情報照会) ・番号法第19条第7号及び別表第二の26の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条 ・番号法第19条第8号	事後	
平成29年5月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉部生活福祉課	福祉局生活支援室生活福祉課	事後	
平成29年5月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	大島 俊和	鈴木 誠一	事後	
平成29年5月29日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	明石市政策部市民相談室行政情報センター 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 Tel 078-918-5003	明石市政策局市民相談室行政情報センター 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 Tel 078-918-5003	事後	
平成29年5月29日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	明石市福祉部生活福祉課 〒673-8686 明石市相生町2丁目5番15号 保健センター4階 Tel 078-918-5028	明石市福祉局生活支援室生活福祉課 〒673-8686 明石市相生町2丁目5番15号 保健センター4階 Tel 078-918-5028	事後	
平成30年5月8日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	明石市福祉局生活支援室生活福祉課 〒673-8686 明石市相生町2丁目5番15号 保健センター4階 Tel 078-918-5028	明石市福祉局生活支援室生活福祉課 〒673-8686 明石市相生町2丁目5番15号 Tel 078-918-5028	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年5月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、生活に困窮する者に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する事務を行う。 外国人に対しては、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生労働省社会局長通知)」に基づき、日本人と同様の扶助を行っている。  行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)(平成25年5月31日法律第27号)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請に受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に回答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に回答に関する事務 ⑥保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦徴収金に関する事務	生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、生活に困窮する者に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する事務を行う。 外国人に対しては、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生労働省社会局長通知)」に基づき、日本人と同様の扶助を行っている。  行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)(平成25年5月31日法律第27号)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請に受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に回答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に回答に関する事務 ⑥保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦徴収金に関する事務 ⑧進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に回答に関する事務	事後	
令和1年6月21日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、生活に困窮する者に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する事務を行う。 外国人に対しては、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生労働省社会局長通知)」に基づき、日本人と同様の扶助を行っている。  行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)(平成25年5月31日法律第27号)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請に受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に回答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に回答に関する事務 ⑥保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦徴収金に関する事務 ⑧進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に回答に関する事務	生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、生活に困窮する者に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する事務を行う。 外国人に対しては、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生労働省社会局長通知)」に基づき、日本人と同様の扶助を行っている。  行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)(平成25年5月31日法律第27号)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請に受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に回答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤資料の提供等の求めに関する事務 ⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に回答に関する事務 ⑦進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に回答に関する事務 ⑧保護に要する費用の返還に関する事務 ⑨徴収金に関する事務	事後	
令和1年6月21日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供) ・番号法第19条第7号及び別表第二の9、10、14、16、20、24、26、27、28、31、38、50、53、54、61、62、64、70、87、94、104、106、108、116及び119の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3  (情報照会) ・番号法第19条第7号及び別表第二の26の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条 ・番号法第19条第8号	(情報提供) ・番号法第19条第7号及び別表第二の9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116及び119の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3  (情報照会) ・番号法第19条第7号及び別表第二の26の項 ・番号法第19条第7号及び別表第二の26の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条 ・番号法第19条第8号	事後	
令和1年6月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	鈴木 誠一	課長	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	(新規)	基礎項目評価書	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 2. 特定個人情報の入手	(新規)	十分である	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用	(新規)	十分である	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	(新規)	十分である	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転	(新規)	十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月21日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	(新規)	十分である	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	(新規)	十分である	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 8. 監査	(新規)	自己点検 内部監査	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 9. 従事者に対する教育・啓発	(新規)	十分に行っている	事後	
令和2年6月18日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供) ・番号法第19条第7号及び別表第二の9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116及び119の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3  (情報照会) ・番号法第19条第7号及び別表第二の26の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条 ・番号法第19条第8号	(情報提供) ・番号法第19条第7号及び別表第二の9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116及び120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3  (情報照会) ・番号法第19条第7号及び別表第二の26の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条 ・番号法第19条第8号	事後	
令和3年5月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	生活保護システム、中間サーバー、統合宛名システム、共通宛名システム	生活保護システム、中間サーバー、共通宛名システム、共通基盤システム、統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム	事後	システム再構築に伴う評価の再実施
令和3年5月10日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項、2項及び別表第一の15の項  ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第15条  ・明石市個人番号の利用に関する条例(平成27年12月28日条例第34号)第4条及び別表の1の項	・番号法第9条第1項、2項及び別表第一の15の項  ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第15条  ・明石市個人番号の利用に関する条例(平成27年12月28日条例第34号)第4条及び別表の1の項 ・明石市個人番号の利用に関する条例施行規則(平成27年12月28日規則第46号)第2条及び別表第1の1の項	事後	システム再構築に伴う評価の再実施
令和3年5月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供) ・番号法第19条第7号及び別表第二の9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116及び120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3  (情報照会) ・番号法第19条第7号及び別表第二の26の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条 ・番号法第19条第8号	情報提供) ・番号法第19条第7号及び別表第二の9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116及び120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2の2、第59条の3  (情報照会) ・番号法第19条第7号及び別表第二の26の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条 ・番号法第19条第8号 ・明石市個人番号の利用に関する条例(平成27年12月28日条例第34号)第4条及び別表の1の項 ・明石市個人番号の利用に関する条例施行規則(平成27年12月28日規則第46号)第3条、別表第2の1の項	事後	システム再構築に伴う評価の再実施
令和3年5月10日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年9月1日時点	令和3年2月9日時点	事後	システム再構築に伴う評価の再実施
令和3年5月10日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年9月1日時点	令和3年2月9日時点	事後	システム再構築に伴う評価の再実施



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月17日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、生活に困窮する者に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する事務を行う。 外国人に対しては、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生労働省社会局長通知)」に基づき、日本人と同様の扶助を行っている。  行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)(平成25年5月31日法律第27号)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請に受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に回答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤資料の提供等の求めに関する事務 ⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に回答に関する事務 ⑦進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に回答に関する事務 ⑧保護に要する費用の返還に関する事務 ⑨徴収金に関する事務	生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、生活に困窮する者に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する事務を行う。 外国人に対しては、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生労働省社会局長通知)」に基づき、日本人と同様の扶助を行っている。  行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)(平成25年5月31日法律第27号)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請に受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に回答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤資料の提供等の求めに関する事務 ⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に回答に関する事務 ⑦進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に回答に関する事務 ⑧被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務 ⑨保護に要する費用の返還に関する事務 ⑩徴収金に関する事務	事後	
令和4年6月17日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	情報提供) ・番号法第19条第7号及び別表第二の9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116及び120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2の2、第59条の3  (情報照会) ・番号法第19条第7号及び別表第二の26の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条 ・番号法第19条第8号 ・明石市個人番号の利用に関する条例(平成27年12月28日条例第34号)第4条及び別表の1の項 ・明石市個人番号の利用に関する条例施行規則(平成27年12月28日規則第46号)第3条、別表第2の1の項	情報提供) ・番号法第19条第8号及び別表第二の9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116及び120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第58条、第59条の2の2、第59条の3  (情報照会) ・番号法第19条第8号及び別表第二の26の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条 ・番号法第19条第9号 ・明石市個人番号の利用に関する条例(平成27年12月28日条例第34号)第4条及び別表の1の項 ・明石市個人番号の利用に関する条例施行規則(平成27年12月28日規則第46号)第3条、別表第2の1の項	事後	法改正に伴う条ずれの修正
令和5年6月16日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、生活に困窮する者に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する事務を行う。 外国人に対しては、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生労働省社会局長通知)」に基づき、日本人と同様の扶助を行っている。  行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)(平成25年5月31日法律第27号)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請に受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に回答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤資料の提供等の求めに関する事務 ⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に回答に関する事務 ⑦進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に回答に関する事務 ⑧被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務 ⑨保護に要する費用の返還に関する事務 ⑩徴収金に関する事務	生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、生活に困窮する者に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する事務を行う。 外国人に対しては、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生労働省社会局長通知)」に基づき、日本人と同様の扶助を行っている。  行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)(平成25年5月31日法律第27号)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請に受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する回答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤資料の提供等の求めに関する事務 ⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する回答に関する事務 ⑦進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する回答に関する事務 ⑧被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務 ⑨保護に要する費用の返還に関する事務 ⑩徴収金の徴収に関する事務	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月16日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(新設)	○明石市福祉事務所が、オンライン資格確認の準備のため、被保護者の本人確認を実施し、医療保険者等向け中間サーバー等への被保護者の特定個人情報及び資格情報/医療券・調剤券情報の提供を行う。  (支払基金への委託) ①医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ②医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ③医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等	事前	
令和5年6月16日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	生活保護システム、中間サーバー、共通宛名システム、共通基盤システム、統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム	生活保護システム、中間サーバー、共通宛名システム、共通基盤システム、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、医療保険者等向け中間サーバー等	事前	
令和5年6月16日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年2月9日時点	令和5年2月14日時点	事前	
令和5年6月16日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年2月9日時点	令和5年2月14日時点	事前	
令和6年8月9日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	～前略～ ⑦進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ～後略～	～前略～ ⑦進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ～後略～	事後	軽微な修正 (法改正に伴うもの)
令和6年8月9日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項、2項及び別表第一の15の項  ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第15条  ・明石市個人番号の利用に関する条例(平成27年12月28日条例第34号)第4条及び別表の1の項 ・明石市個人番号の利用に関する条例施行規則(平成27年12月28日規則第46号)第2条及び別表第1の1の項	・番号法第9条第1項、2項及び別表の23の項  ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第15条 ・明石市個人番号の利用に関する条例(平成27年12月28日条例第34号)第4条及び別表の1の項 ・明石市個人番号の利用に関する条例施行規則(平成27年12月28日規則第46号)第2条及び別表第1の1の項	事後	軽微な修正 (法改正に伴うもの)
令和6年8月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供) ・番号法第19条第8号及び別表第二の9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116及び120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第58条、第59条の2の2、第59条の3  (情報照会) ・番号法第19条第8号及び別表第二の26の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条 ・番号法第19条第9号 ・明石市個人番号の利用に関する条例(平成27年12月28日条例第34号)第4条及び別表の1の項 ・明石市個人番号の利用に関する条例施行規則(平成27年12月28日規則第46号)第3条、別表第2の1の項	(情報提供) ・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条項番13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172  (情報照会) ・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条項番42、43 ・番号法第19条第9号 ・明石市個人番号の利用に関する条例(平成27年12月28日条例第34号)第4条及び別表の1の項 ・明石市個人番号の利用に関する条例施行規則(平成27年12月28日規則第46号)第3条、別表第2の1の項	事前	軽微な修正 (法改正に伴うもの)